

5 保育士配置基準の抜本的な見直しについて

(群馬県)

国家的危機ともいえる少子化に歯止めをかけるため、国において「こども未来戦略」及び「こども・子育て支援加速化プラン」を策定し、国・地方を挙げて取組を進めている。

取組の柱に「共働き・共育での推進」を掲げているが、共働き家庭の増加に伴って保育需要が高まる中、保育士の労働環境は依然厳しく、送迎バスへの園児の置き去りや不適切保育など、こどもの安全を脅かす事態が全国的に発生している。

また、未就学期における大人との深い関わりは、こどもの認知能力と非認知能力をともに伸ばすとされ、こどもの将来に影響を及ぼすことから、保育士の果たす役割は大きい。

国においては、令和6年度に4・5歳児の保育士配置基準を改善し、さらに令和7年度から1歳児5人に保育士1人の配置に対する加算を行うこととした。しかしながら、加算は条件付きであり、こどもの安全と成長を支援する仕組みとして不十分で、保育施設の適切な運営という面からも、一層の対策が求められる。

については、こどもの安全と成長を広く支援する体制の構築に向け、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 国として、こどもの成長、発育の観点からあるべき保育士配置を示し、保育士配置の最低基準を抜本的に見直すこと。
- 2 それまでの間、1歳児の職員配置加算について、支給要件の撤廃など、1歳児の安全と成長を広く支援する仕組みに改善するとともに、配置基準を早期に5対1に改正すること。
- 3 1歳児、3～5歳児の配置基準を満たした施設に対しては、公定価

格における基本分単価を算定し、安定した財源を措置すること。併せて、保育士の不足が生じないように、人材確保対策及び配置基準の経過措置についても特段の配慮を講じること。